

令和 6年 4月 9日

小・中学生及び幼稚園児の保護者 様

猪名川町教育委員会

学校感染症罹患時の学校園への届け出について

日頃は町立学校・幼稚園の教育活動にご理解とご協力いただきありがとうございます。

児童・生徒及び幼児(以下、「児童生徒等」という。)が学校保健安全法で定められた学校感染症に罹患した場合、医療機関を受診し、「治癒証明書(意見書)」を学校に提出をお願いします。

なお、医療機関での受診及び「治癒証明書(意見書)」発行等の負担を考慮し、季節性インフルエンザ、溶連菌感染症及び新型コロナウイルス感染症に関しては「治癒証明書(意見書)」の提出は不要とします。

ただし、出席簿上の「出席停止」の期間確定に必要なため、「治癒証明書(意見書)」の代わりに「季節性インフルエンザ罹患に関する届」等の各種届を保護者様でご記入いただき、学校園等に届け出いただきますようお願いいたします。

※10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控えたりするなど、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。(令和5年4月13日時点 厚労省)

※季節性インフルエンザ、溶連菌感染症及び新型コロナウイルス感染症以外(はしか、おたふくかぜ、みずぼうそう等)の学校感染症から治癒し、再出席する場合には、これまでどおり、医師が作成する治癒証明書等(意見書)の提出が必要です。

※届け出用紙は各学校園にありますので、各自でご請求ください。また、右記2次元バーコード、猪名川町ホームページから書式データをダウンロードできますのでご利用ください。



【届け出の提出先について】

- ・授業等がある日→学校園へ提出してください。
- ・夏休み等の長期休業日→留守家庭児童育成室へ提出してください。
- ・土曜日や臨時休業日→まず留守家庭児童育成室へ提出してください。その日のうちに返却します。登校園日に改めて学校園へ提出してください。

【保護者記入（猪名川町立学校園・留守家庭児童育成室兼用）】

溶連菌感染症罹患<sup>りかん</sup>に関する届

猪名川町立\_\_\_\_\_校長・園長 ・ 留守家庭児童育成室担当課長 様

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日(\_\_\_\_\_曜日)に(医療機関名\_\_\_\_\_)

を  
受診し、(病名：溶連菌感染症 )と診断されました。

上記の疾患で、医師の指示により、

\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日(\_\_\_\_\_曜日) から \_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日(\_\_\_\_\_曜日) まで

治療中でしたが、主要症状が解消し、全身状態が良くなったので、

\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日(\_\_\_\_\_曜日) から登校・登園します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 児童・生徒・幼児名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

【保護者記入（猪名川町立学校園・留守家庭児童育成室兼用）】

### 季節性インフルエンザ罹患に関する届

猪名川町立\_\_\_\_\_学校長・園長・留守家庭児童育成室担当課長 様

#### ・医療機関受診について

\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日(\_\_\_\_\_曜日)に(医療機関名\_\_\_\_\_ )を受診し、

(病名：季節性インフルエンザ\_\_\_\_\_ )と診断されました。

※何型かわかる場合はA型・B型等記入してください。わからない場合は記入不要です。

#### ・発症日からの状況

・発症した日 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日(\_\_\_\_\_曜日) (診断時に医療機関に確認してください)

・解熱した日 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日(\_\_\_\_\_曜日) (一般的には37.4℃以下になった日)

・登校(登園)する日 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日(\_\_\_\_\_曜日)

以上のように出席停止期間を終えたことを届けます。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_年 組 児童・生徒・幼児名\_\_\_\_\_

保護者名\_\_\_\_\_

・阪神北広域こども急病センターでの診断時に、発症日を聞き忘れた際は、後で同センターに電話での確認はできませんので保護者の方で判断できない場合は提出先に相談してください。

※この表は出席停止期間を数えるときにご利用ください。(小・中学生は解熱後2日、園児は解熱後3日です。)

発症日からの 日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目 (園児のみ)
日にち (曜日)	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )
体 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
出席停止期間	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			

#### 出席停止期間の数え方

・季節性インフルエンザの出席停止の基準は発症後5日を経過し、かつ解熱後2日(園児においては3日)を経過するまでとなっていますので、最短でも発症日を含め6日間は出席停止期間となります。

・出席停止期間の数え方は、発症日及び解熱日を0日目、翌日から1日目、2日目・・・と数えていきます。

【保護者記入（猪名川町立学校園・留守家庭児童育成室兼用）】

### 新型コロナウイルス感染症罹患に関する届

猪名川町立\_\_\_\_\_学校長・園長・留守家庭児童育成室担当課長 様

・医療機関受診について

\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日(\_\_\_\_曜日)に(医療機関名\_\_\_\_\_ )を受診し、

(病名： 新型コロナウイルス感染症)陽性と診断されました。

・発症日からの状況

・発症した日 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日(\_\_\_\_曜日) (診断時に医療機関に確認してください)

・症状が軽快した日 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日(\_\_\_\_曜日) (「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。)

・登校(登園)する日 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日(\_\_\_\_曜日)

以上のように出席停止期間を終えたことを届けます。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_年 組 児童・生徒・幼児名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

・阪神北広域こども急病センターでの診断時に、発症日を聞き忘れた際は、後で同センターに電話での確認はできませんので保護者の方で判断できない場合は提出先に相談してください。

※この表は出席停止期間を数えるときにご利用ください。

発症日からの 日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
日にち (曜日)	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )
体 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
出席停止期間	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

#### 出席停止期間の数え方

- ・新型コロナウイルス感染症の出席停止の基準は発症後5日を経過し、かつ症状が軽快後1日を経過するまでとなっていますので、最短でも発症日を含め6日間は出席停止期間となります。
- ・出席停止期間の数え方は、発症日及び症状が軽快した日を0日目、翌日から1日目、2日目・・・と数えていきます。



新型コロナウイルス感染症の場合

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に解熱した場合	発熱	<b>軽快</b>	<b>軽快後1日目</b>	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	<b>軽快</b>	<b>軽快後1日目</b>	発症後4日目	発症後5日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	<b>軽快</b>	<b>軽快後1日目</b>	発症後5日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	<b>軽快</b>	<b>軽快後1日目</b>	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	<b>軽快</b>	<b>軽快後1日目</b>	○
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

出席停止期間の数え方

- ・季節性インフルエンザの出席停止の基準は「発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」です。最短でも発症日を含め、6日間は出席停止期間となります。
- ・新型コロナウイルス感染症の出席停止の基準は「発症後5日を経過し、かつ症状が軽快後1日を経過するまで」です。季節性インフルエンザと同様、最短でも発症日を含め、6日間は出席停止期間となります。
- ・出席停止期間の数え方は、発症日及び解熱日もしくは症状が軽快した日を0日目とし、翌日から1日目、2日目・・・と数えます。
- ・「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。